

市区町村別集計項目(推進体制等)

鳥取県	
市区町村数	19

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)						
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無		
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	
					11	19	19					19					
31	201	鳥取市	男女共同参画課	1	1	1	1	鳥取市男女共同参画推進条例	2002年3月26日	2002年4月1日		第4次鳥取市男女共同参画かがやきプラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
31	202	米子市	男女共同参画推進課	1	1	1	1	米子市男女共同参画推進条例	2010年3月26日	2010年4月1日		第4次米子市男女共同参画推進計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1		
31	203	倉吉市	人権政策課	1	2	1	1	倉吉市男女共同参画推進条例	2004年12月17日	2005年4月1日		第6次くらしよ男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
31	204	境港市	人権政策室	1	2	1	1	境港市男女共同参画推進条例	2012年3月30日	2012年4月1日		第3次境港市男女共同参画推進計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1		
31	302	岩美町	教育委員会事務局	2	2	0	1	岩美町男女共同参画推進条例	2013年3月21日	2013年4月1日		いわみ虹色プラン-岩美町男女共同参画計画-	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
31	325	若桜町	教育委員会事務局	2	2	1	1	若桜町男女共同参画推進条例	2010年12月22日	2010年12月22日		第4次若桜町男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
31	328	智頭町	総務課	1	2	1	1	智頭町男女共同参画推進条例	2010年3月24日	2010年4月1日		第5次智頭町男女共同参画プラン	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1		
31	329	八頭町	男女共同参画センター	1	1	1	1	八頭町男女がともに輝くまちづくり条例	2005年3月31日	2005年3月31日		第4次八頭町男女共同参画プラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
31	364	三朝町	総務課	1	2	0	1	三朝町男女共同参画推進条例	2009年3月23日	2009年4月1日		第4次三朝町男女共同参画プラン	2021年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
31	370	湯梨浜町	まちづくり企画課	1	2	1	1	湯梨浜町男女共同参画条例	2009年3月16日	2009年4月1日		第4次ゆりはま男女共同参画プラン	2019年3月 ~ 2024年3月	1	1		
31	371	琴浦町	企画政策課	1	2	1	1	琴浦町男女共同参画推進条例	2006年9月22日	2006年9月22日		第4次琴浦町男女共同参画プラン-性別にかかわらず誰もが生き生きと暮らせる社会づくり-	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1		
31	372	北栄町	企画財政課	1	2	1	1	北栄町男女共同参画推進条例	2006年3月23日	2006年4月1日		第4次北栄町男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
31	384	日吉津村	住民課	1	2	0	1	日吉津村男女共同参画推進条例	2008年3月25日	2008年3月25日						0	1
31	386	大山町	人権推進室	1	2	0	1	大山町男女共同参画推進条例	2012年3月28日	2012年4月1日		大山町誰もが共同参画できる社会づくり計画(第4次大山町男女共同参画プラン)	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
31	389	南部町	総務課	1	2	1	1	南部町男女共同参画推進条例	2006年12月25日	2006年12月25日		第3次南部町男女共同参画プラン	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1		
31	390	伯耆町	総務課	1	2	0	1	伯耆町男女共同参画推進条例	2006年3月24日	2006年4月1日		第3次伯耆町男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
31	401	日南町	教育課(人権センター)	2	2	0	1	日南町男女共同参画推進条例	2013年3月25日	2013年4月1日		第4次日南町男女共同参画推進計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	1		
31	402	日野町	企画政策課	1	2	0	1	日野町男女共同参画推進条例	2017年3月21日	2017年3月21日		第4次日野町男女共同参画プラン	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1		
31	403	江府町	総務課	1	2	0	1	江府町男女がともに輝くまちづくり条例	2010年3月23日	2010年4月1日		江府町誰もが自分らしく輝けるまちづくりプラン	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1		

<選択肢回答>

所属 1 首長部局 2 教育委員会	庁内連絡会議 1 有 0 無	男女共同参画に関する条例 現在の状況 1 2024年3月末までの制定を目的に検討中 2 2023年度以降の制定を目的に検討中 3 その他 0 検討していない	男女共同参画に関する計画 女性活躍推進法の推進計画との関係 1 一体 0 一体でない 計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記) 1 単独計画として策定 0 総合計画の一部として策定	現在の状況 1 策定予定有 0 策定予定無
--------------------------------	-----------------------------	---	--	------------------------------------

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営					
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
			4									2	2	3	0	1	3	0	1
31	201	鳥取市	鳥取市男女共同参画センター	輝なんせ鳥取	680-0822	鳥取市今町2丁目151	0857-24-2704	0857-24-2704	http://www.city.tottori.lg.jp	○		○					○		
31	202	米子市	米子市男女共同参画センター	かぶりあ	683-0822	米子市中町20番地	0859-31-1591	0859-31-1592			○	○					○		
31	203	倉吉市																	
31	204	境港市	境港市男女共同参画センター		684-0033	境港市上道町1989番地5	0859-44-7280	0859-44-7280			○			○					○
31	302	岩美町																	
31	325	若桜町																	
31	328	智頭町																	
31	329	八頭町	八頭町男女共同参画センター	かがやき	680-0607	鳥取県八頭郡八頭町徳丸578-1	0858-84-2361	0858-84-2362	https://www.town.yazu.tottori.jp/soshiki/4/	○		○					○		
31	364	三朝町																	
31	370	湯梨浜町																	
31	371	琴浦町																	
31	372	北栄町																	
31	384	日吉津村																	
31	386	大山町																	
31	389	南部町																	
31	390	伯耆町																	
31	401	日南町																	
31	402	日野町																	
31	403	江府町																	

都道府県	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			4					4	4	1	4	0	3	0	0	0	
31	201	鳥取市	鳥取市男女共同参画センター	2002年7月1日	0	5	21,004	○	○		○		○				
31	202	米子市	米子市男女共同参画センター	2003年4月1日	0	5	2,459	○	○		○		○				かぶりあ祭
31	203	倉吉市			0	0	0										
31	204	境港市	境港市男女共同参画センター	2003年6月22日	0	0	50	○	○		○		○				団体・個人の育成及び支援に関すること
31	302	岩美町			0	0	0										
31	325	若桜町			0	0	0										
31	328	智頭町			0	0	0										
31	329	八頭町	八頭町男女共同参画センター	2010年7月1日	3	3	2,889	○	○	○	○						
31	364	三朝町			0	0	0										
31	370	湯梨浜町			0	0	0										
31	371	琴浦町			0	0	0										
31	372	北栄町			0	0	0										
31	384	日吉津村			0	0	0										
31	386	大山町			0	0	0										
31	389	南部町			0	0	0										
31	390	伯耆町			0	0	0										
31	401	日南町			0	0	0										
31	402	日野町			0	0	0										
31	403	江府町			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市区長数	うち		副市区長数	うち		町村长数	うち		副町村长数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称			宣言の形態	女性市区長数		女性比率(%)	女性副市区長数		女性比率(%)	女性町村长数		女性比率(%)	女性副町村长数		女性比率(%)	女性自治会長数
				2		4	0	0.0	4	0	0.0	15	1	6.7	14	0	0.0	2,763	125	4.5
31	201	鳥取市	2004年10月7日	鳥取市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							826	43	5.2
31	202	米子市				1	0	0.0	1	0	0.0							414	18	4.3
31	203	倉吉市	2003年3月20日	くらし男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							218	6	2.8
31	204	境港市				1	0	0.0	1	0	0.0							94	4	4.3
31	302	岩美町										1	0	0.0	1	0	0.0	120	3	2.5
31	325	若桜町										1	0	0.0	1	0	0.0	40	0	0.0
31	328	智頭町										1	0	0.0	1	0	0.0	89	6	6.7
31	329	八頭町										1	0	0.0	1	0	0.0	134	3	2.2
31	364	三朝町										1	0	0.0	1	0	0.0	61	3	4.9
31	370	湯梨浜町										1	0	0.0	1	0	0.0	75	3	4.0
31	371	琴浦町										1	1	100.0	1	0	0.0	154	10	6.5
31	372	北栄町										1	0	0.0	1	0	0.0	63	4	6.3
31	384	日吉津村										1	0	0.0	0	0		7	0	0.0
31	386	大山町										1	0	0.0	1	0	0.0	165	14	8.5
31	389	南部町										1	0	0.0	1	0	0.0	92	3	3.3
31	390	伯耆町										1	0	0.0	1	0	0.0	89	1	1.1
31	401	日南町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0
31	402	日野町										1	0	0.0	1	0	0.0	49	4	8.2
31	403	江府町										1	0	0.0	1	0	0.0	40	0	0.0

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部署への配置状況					問11-5														
		管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち一般行政職			部長長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職			次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職			課長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他	防災・危機管理部署職員数	うち女性数	女性比率(%)	うち管理職数		調査時点コード	その他											
					管理職総数	うち女性数	女性比率(%)				管理職総数	うち女性数	女性比率(%)				管理職総数	うち女性数	女性比率(%)																		管理職総数	うち女性数			女性比率(%)	管理職総数	うち女性数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性数	女性比率(%)	管理職総数
31	201	鳥取市	125	25	20.0	114	20	17.5	14	2	14.3	13	2	15.4	34	5	14.7	70	10	14.3	62	8	12.9	496	149	30.0	421	99	23.5	685	284	41.5	530	170	32.1	903	424	47.0	668	252	37.7			93	13	14.0	25	1	4.0		
31	202	米子市	89	25	28.1	73	12	16.4	11	3	27.3	11	3	27.3	16	2	12.5	13	1	7.7	62	20	32.3	49	8	16.3	77	19	24.7	65	14	21.5	92	42	45.7	64	23	35.9	1		11	1	9.1	3	0	0.0	1				
31	203	倉吉市	44	7	15.9	40	7	17.5	7	0	0.0	6	0	0.0	12	2	16.7	10	2	20.0	25	5	20.0	24	5	20.8	42	14	33.3	28	7	25.0	64	27	42.2	44	13	29.5	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1				
31	204	境港市	37	4	10.8	33	2	6.1	5	0	0.0	4	0	0.0	8	1	12.5	8	1	12.5	24	3	12.5	21	1	4.8	28	11	39.3	23	8	34.8	50	12	24.0	40	6	15.0	1		5	0	0.0	3	0	0.0	1				
31	302	岩美町	28	12	42.9	17	6	35.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	28	12	42.9	17	6	35.3	30	14	46.7	18	7	38.9	29	14	48.3	20	8	40.0	1		5	1	20.0	1	1	100.0	1				
31	325	若桜町	15	6	40.0	12	3	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	15	6	40.0	12	3	25.0	16	8	50.0	8	2	25.0	11	4	36.4	9	2	22.2	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1				
31	328	智頭町	18	6	33.3	17	6	35.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	18	6	33.3	17	6	35.3	25	14	56.0	19	8	42.1	34	21	61.8	21	10	47.6	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1				
31	329	八頭町	31	11	35.5	26	6	23.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	31	11	35.5	26	6	23.1	29	16	55.2	23	10	43.5	64	31	48.4	46	14	30.4	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1				
31	364	三朝町	15	4	26.7	15	4	26.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	15	4	26.7	15	4	26.7	17	7	41.2	15	5	33.3	30	17	56.7	23	10	43.5	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1				
31	370	湯梨浜町	31	9	29.0	31	9	29.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	31	9	29.0	31	9	29.0	21	11	52.4	21	11	52.4	50	24	48.0	48	22	45.8	1		13	3	23.1	2	0	0.0	1				
31	371	琴浦町	16	5	31.3	14	3	21.4	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	16	5	31.3	14	3	21.4	40	19	47.5	32	15	46.9	34	19	55.9	20	10	50.0	2	2023年6月21日	2	0	0.0	1	0	0.0	1				
31	372	北栄町	22	11	50.0	18	7	38.9	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	22	11	50.0	18	7	38.9	53	24	45.3	40	13	32.5	44	27	61.4	34	18	52.9	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1				
31	384	日吉津村	8	2	25.0	5	1	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	8	2	25.0	5	1	20.0	20	16	80.0	8	4	50.0	12	8	66.7	9	5	55.6	1		1	0	0.0	0	0.0	1					
31	386	大山町	29	10	34.5	19	7	36.8	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	29	10	34.5	19	7	36.8	39	18	46.2	30	14	46.7	59	27	45.8	46	23	50.0	1		4	1	25.0	1	0	0.0	1				
31	389	南部町	19	6	31.6	19	6	31.6	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	19	6	31.6	19	6	31.6	25	12	48.0	25	12	48.0	35	24	68.6	35	24	68.6	1		2	0	0.0	1	0	0.0	1				
31	390	伯耆町	35	14	40.0	27	7	25.9	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	35	14	40.0	27	7	25.9	26	10	38.5	22	6	27.3	21	6	28.6	19	4	21.1	1		8	3	37.5	2	0	0.0	1				
31	401	日南町	16	3	18.8	15	2	13.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	16	3	18.8	15	2	13.3	18	5	27.8	15	4	26.7	6	1	16.7	6	1	16.7	1		1	0	0.0	0	0.0	1					
31	402	日野町	9	3	33.3	7	3	42.9	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	3	33.3	7	3	42.9	8	4	50.0	5	1	20.0	10	5	50.0	9	4	44.4	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1				
31	403	江府町	16	1	6.3	15	1	6.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	16	1	6.3	15	1	6.7	17	8	47.1	13	4	30.8	11	5	45.5	7	2	28.6	1		1	0	0.0	0	0.0	1					

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都	市	市	区	府	町	村	コ	ロ	ド	名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																				
											問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)												
											配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他															
											16	1の合計	19	0	18	3						17	16	16	16	16	10				
											0	2の合計	0	16	1	15						1	3	2	2	3	2				
											0	3の合計	0	3	1	1						0	0	0	0	0	0				
											3	4の合計	0	0								1	0	1	1	0	6				
31	201	鳥取市									鳥取市議員旧姓等使用取り扱い要綱第2条 第2条 職員は、任命権者に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。2 DV防止法に規定する配偶者等による暴行を受けていることが明らかな職員で、当該暴力から避難するために日常生活において専ら通称名を使用している職員は、任命権者に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、通称名を使用することができる。	鳥取市議会	1	2	1	鳥取市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	4		
31	202	米子市									米子市議員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、法令等に抵触するおそれがない場合に限り、公務に関する文書等で専ら職員間で使用しているもの及び職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのない軽易なものについて、旧姓を使用することができる。	米子市議会	1	2	1	米子市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席することができないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1			
31	203	倉吉市									倉吉市議員旧姓等使用取扱規程 第1条 この規程は、婚姻その他の事由により姓を改める者又は通称を日常的に使用する者の不利益、負担等を軽減するため、職員が旧姓等を文書等に使用することに関する基準及び手続を定めるものとする。	倉吉市議会	1	2	1	倉吉市議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1			
31	204	境港市									境港市議員の旧姓使用に関する取扱要綱 第1条 この要綱は、境港市議員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた職員について、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することについて、必要な事項を定めるものとする。	境港市議会	1	3	1	境港市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1			
31	302	岩美町									岩美町議員の旧姓使用に関する要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上又は事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。 2 旧姓を使用することができない文書等は、次の各号のいずれかに該当するものとし、その主な文書等とは、別表第1に掲げるものとする。 (1) 職員の身分に係るもの (2) 職員の権利や義務に関する文書等で、特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの (3) その他町長が適当と認めない文書 3 別表第2に掲げる文書等に旧姓を使用する場合は、戸籍上の氏と旧姓を併記しなければならない。	岩美町議会	1	3	1	岩美町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1	1
31	325	若桜町									若桜町議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に定める一般職(以下「職員」という。)に適用する。 (旧姓の使用の基準) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 2 別表第2に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。	若桜町議会	1	2	1	若桜町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1		

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7							
コ コ ロ ド	コ コ ロ ド	コ コ ロ ド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
31	328	智頭町	1	智頭町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職場は、総務課長に届け出ることにより、法令等に抵触する恐れがなく、専ら職員間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招く恐れのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	智頭町議会	2	1	智頭町長期欠席議員の議員報酬等の特例に関する条例 第5条 次の各号に掲げる事由により議員活動を引き続き長期休止したときは、第3条及び前条の規定は適用しない。 (1) 公務上の災害等 (2) 出産(議員)の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年智頭町条例第3号)第14条に準ずる期間とする。 (3) 前2号に定めるもののほか、智頭町議会議長(以下「議長」という。)が認める理由により議会活動ができない場合。	3	「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年智頭町条例第3号)第14条に準ずる期間」	4	2	4	4	2	2	
31	329	八頭町	1	八頭町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、八頭町一般職の職員(臨時及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用) 第2条 職員は、総務課長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 前条の規定により旧姓を使用することができる文書等は、別表に掲げるとおりとする。 2 旧姓の使用を届け出た職員は、前項に規定するすべての文書等において旧姓を使用するものとする。 (旧姓使用届) 第4条 職員は、第2条の規定による旧姓の使用をしようとするときは、八頭町職員服務規程第20条の規定に基づく異動届の提出の際に、旧姓使用届(様式第1号)を所属所長を経由して総務課長に提出しなければならない。 2 総務課長は、前項の届について、特に必要があると認めるときは、当該職員に対して、当該届記載内容の確認ができるもの提出を求めることができる。 (中止届) 第5条 旧姓を使用している職員が、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第2号)を所属所長を経由して総務課長に提出しなければならない。 2 戸籍上の氏を改めた場合を除き、前項の規定により旧姓使用中止届を提出した職員は、特別な事情のない限り、再び同じ旧姓を使用することはできない。 (旧姓使用職員台帳等) 第6条 総務課長は、第4条及び第5条の届を受理したときは、所属長に対してその旨を通知するものとする。 2 総務課長は、第4条から第6条について、その内容を旧姓使用職員台帳(様式第3号)に記載するものとする。 (職員及び所属長の責務) 第7条 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用に当たっては、町民に対して、又は職場内において誤解や混乱を生じさせないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓使用に当たり、適切な運用と公務の円滑な遂行が図られるよう努めなければならない。 (その他) 第8条 この訓令に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、総務課長が別に定める。	八頭町議会	2	1	八頭町議会議決規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
31	364	三朝町	1	三朝町旧姓使用取扱規定 第1条 この規程は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	三朝町議会	2	1	三朝町議会議決規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	4	
31	370	湯梨浜町	1	湯梨浜町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	湯梨浜町議会	2	1	湯梨浜町議会議決規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1		

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議会名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認められていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)					
				1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例								配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
31	371	琴浦町	1	<p>琴浦町職員旧姓使用取扱要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、琴浦町に勤務する一般職の職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(旧姓の使用の基準)</p> <p>第2条 職員は、総務課長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。</p> <p>2 次に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。</p> <p>(1) 職員の身分関係に関わる文書等で、法令等に根拠があるもの又は法令等に基づく事務処理等に与える影響の大きいもの</p> <p>(2) 職員の権利義務関係に係る文書等で、法令等に根拠があるもの又は法令等に基づく事務処理等に与える影響の大きいもの</p> <p>(3) 公権力の行使に係るもの等、対外的に大きな影響を与えるおそれがあるもの</p> <p>(旧姓を使用することができる文書等)</p> <p>第3条 前条第1項の規定による旧姓を使用することができる文書等は、別表に掲げるとおりとする。</p> <p>2 旧姓の使用を届け出た職員は、前項に規定する旧姓を使用することができるすべての文書等において旧姓を使用するものとする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、職員(臨時及び非常勤の職員を除く。)が職員証明書への旧姓の併記を希望する場合には、旧姓の使用を届け出る際に併せてその旨を届け出ることとする。</p> <p>(旧姓使用届)</p> <p>第4条 職員は、第2条第1項の規定による旧姓の使用をしようとするときは、旧姓使用届(様式第1号)を所屬長を経由して総務課長に提出しなければならない。</p> <p>2 総務課長は、前項の届について、特に必要があると認めるときは、当該職員に対して、当該届記載内容の確認ができるものの提出を求めることができる。</p> <p>(中止届)</p> <p>第5条 旧姓を使用している職員が、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第2号)を所屬長を経由して総務課長に提出しなければならない。</p> <p>2 戸籍上の氏を改めた場合を除き、前項の規定により旧姓使用中止届を提出した職員は、特別な事情のない限り、再び同じ旧姓を使用することはできない。</p> <p>(旧姓使用職員台帳等)</p> <p>第6条 総務課長は、第4条及び前条の届を受理したときは、所屬長に対してその旨を通知するものとする。</p> <p>2 総務課長は、第4条から第6条について、その内容を旧姓使用職員台帳(様式第3号)に記載するものとする。</p> <p>(職員及び所屬長の責務)</p> <p>第7条 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用に当たっては、町民に対して、又は職場内において誤解や混乱を生じさせないように努めなければならない。</p> <p>2 所屬長は、所屬職員の旧姓使用に当たり、適切な運用と公務の円滑な遂行が図られるよう努めなければならない。</p>	琴浦町議会	1	2	1	<p>琴浦町議会会議規則</p> <p>(参集) 第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議員が、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>	1	<p>琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例</p> <p>(議員報酬の減額)</p> <p>第4条 議会の議員が疾病等自己都合により、町議会の会議、委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第12項の規定により設置された議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「町議会の会議等」という。))の全てを欠席した月(以下「議員活動ができない月」という。))が連続して6月を超えるときは、当該月の議員報酬は、前条の規定により算出された議員報酬の額から当該議員報酬の額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合(以下「減額率」という。))を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>(1) 議員活動ができない月が連続して6月を超え12月以下のとき 100分の20</p> <p>(2) 議員活動ができない月が連続して12月を超え24月以下のとき 100分の30</p> <p>(3) 議員活動ができない月が連続して24月を超えるとき 100分の50</p> <p>2 公務上の災害その他これらに類するものとして議長が認める理由により町議会の会議等を欠席したときは、前項の規定は適用しない。</p> <p>(期末手当の減額)</p> <p>第7条 期末手当の支給基準日(以下「基準日」という。))以前6箇月以内に第4条第1項の規定により議員報酬を減額されている者の期末手当の額は、前条の規定により算出された期末手当の額から当該期末手当の額に減額率を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、減額率が2以上ある場合は基準日に近い月に適用した減額率とする。</p>	1	1	1	1	1	4						
31	372	北栄町	1	<p>北栄町職員旧姓使用取扱要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、北栄町一般職の職員(臨時及び非常勤職員を含む。以下「職員」という。))が婚姻等によって戸籍上の氏を改めたときに、その改氏によって生ずるおそれのある職業生活上の支障を回避することを目的に、希望による改める前の氏(以下「旧姓」という。))の使用に関して必要な事項を定めるものとする。</p>	北栄町議会	1	2	1	<p>北栄町議会会議規則</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議員が、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>	1	<p>北栄町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例</p> <p>(議員報酬の減額)</p> <p>第3条 議会の議員が疾病等自己都合により、町議会の会議、委員会及び地方自治法第100条第12項の規定により設置された議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「町議会の会議等」という。))のすべてを欠席した月(以下「議員活動ができない月」という。))が連続して6月を超えるときは、当該月の議員報酬は、前条の規定により算出された議員報酬の額から当該議員報酬の額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合(以下「減額率」という。))を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>(1) 議員活動ができない月が連続して6月を超え12月以下のとき 100分の20</p> <p>(2) 議員活動ができない月が連続して12月を超え24月以下のとき 100分の30</p> <p>(3) 議員活動ができない月が連続して24月を超えるとき 100分の50</p>	1	1	1	1	1	4						

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)											
コ ロ ド	コ ロ ド	議 会 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
31	384	日吉津村	1	日吉津村職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、村長に届け出ることにより、法例等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	日吉津村議会	1	2	1	日吉津村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
31	386	大山市	1	大山市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、総務課長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	大山市議会	1	2	1	大山市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1						1	1	1	1	1	1
31	389	南部町	1	南部町職員旧姓使用取扱要綱 第2条(旧姓の使用)職員は、町長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	南部町議会	1	3	2		2						1	2	2	2	2	2
31	390	伯耆町	1	伯耆町職員旧制使用取扱要綱 (旧制の使用)第2条 職員は、町長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	伯耆町議会	1	2	1	伯耆町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	4
31	401	日南町	4		日南町議会	1	2	1	日南町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						2	2	2	2	2	4
31	402	日野町	4		日野町議会	1	2	1	日野町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
31	403	江府町	4		江府町議会	1	2	1	江府町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1

